

第1章 周南市住生活基本計画とは

1 策定の背景

住生活を取り巻く状況として、国においては、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進し、国民生活の安定、社会福祉の増進等に寄与することを目的とした「住生活基本法」が施行され、同法に基づく基本計画として「住生活基本計画（全国計画）」が策定されました。県では全国計画に基づく「山口県住生活基本計画」が策定され、本市でも平成 29 年 3 月に策定した「周南市住生活基本計画」を基に住宅施策を展開してきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、近年の大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大などの様々な社会背景によって価値観やニーズ、ライフスタイルの変化・多様化が進行しています。

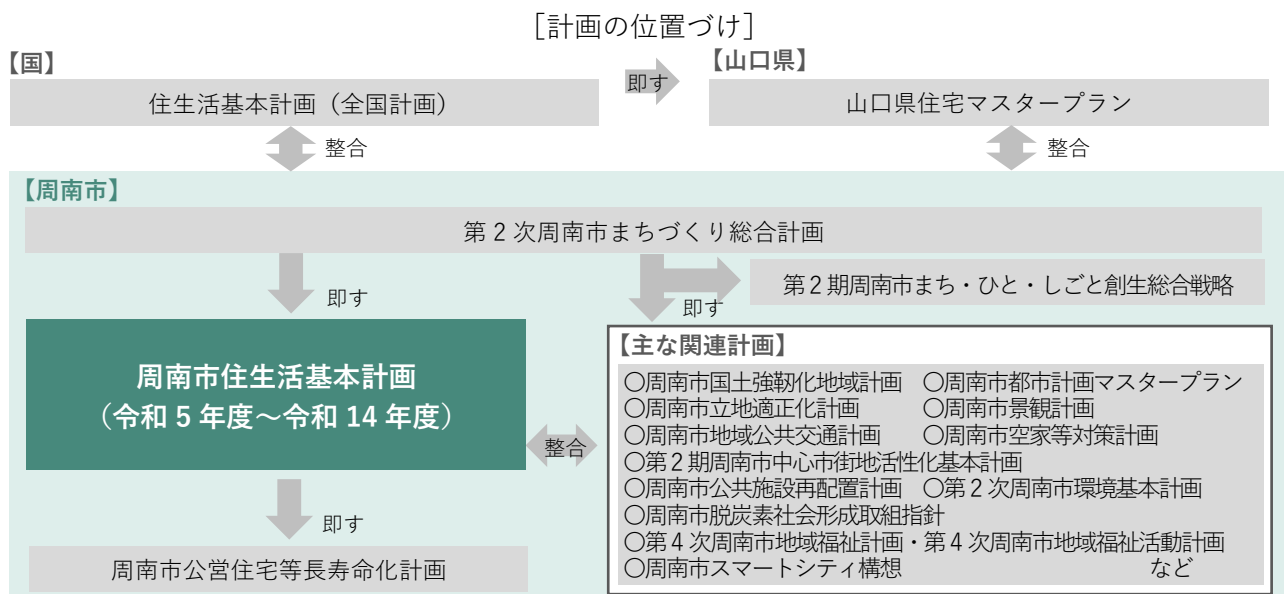
このことを踏まえ、令和 3 年 3 月に「住生活基本計画（全国計画）」、令和 4 年 3 月に山口県住生活基本計画を含んだ「山口県住宅マスタープラン」が改定されており、本市においても社会変化や国・県の計画改定を踏まえた住宅施策のあり方を検討することが求められるようになりました。

2 策定の目的

社会変化や国・県の計画改定を踏まえながら、本市の特性に応じた住宅対策を計画的かつ総合的に推進することを目的として、今後 10 年間における本市の住宅・住環境づくりの基本となる新たな「周南市住生活基本計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

- 「周南市住生活基本計画」は、周南市まちづくり総合計画に基づく、本市の住宅行政の指針となる行政計画であるとともに、住民、地域住宅市場等に対し、住宅行政を紹介し、協力を求める機能を果たすものです。
- 市と県の連携を図るため、「周南市住生活基本計画」は、国が策定した「住生活基本計画（全国計画）」、県が策定した「山口県住宅マスタープラン」と住宅政策の基本的な部分での整合をとりつつ、市の特性を反映した、より具体的かつ詳細な計画とします。
- 「周南市住生活基本計画」に基づき住宅施策を効果的に展開していくため、本市における他の政策等と十分に調整された計画とします。



4 計画の期間

本計画は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、必要に応じて、概ね 5 年ごとに計画の見直しを図ります。